

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令について

－3. 5GHz 帯への第 4 世代移動通信システム（LTE-Advanced）の導入及び地域 BWA システムの高度化等に係る制度整備－

1 改正の趣旨

（3. 5GHz 帯への第 4 世代移動通信システム（LTE-Advanced）の導入）

総務省では、ワイヤレスブロードバンド環境の実現に向けて、新たな電波利用技術の導入や周波数確保のための取組を行っており、情報通信審議会から平成 25 年 7 月 24 日に第 4 世代移動通信システム（LTE-Advanced）の技術的条件について答申を受けた。

また、周波数再編アクションプラン（平成 25 年 10 月改定版）において、平成 27 年度から 3. 5GHz 帯（3. 4GHz から 3. 6GHz までの周波数）への第 4 世代移動通信システムの導入を可能とするよう、制度整備に向けて取り組むこととしている。

これらを踏まえ、今般、電波法関係省令の一部改正を行うものである。

（地域 BWA システムの高度化等に係る制度整備）

総務省は、無線通信の高度化への期待及びニーズが高まる中であって、電波のひっ迫状況を解消するために政策を抜本的に見直し、世界最先端のワイヤレス立国の実現・維持を図るべく、新しい電波利用の姿等についてより具体的に議論を行うことを目的として「電波政策ビジョン懇談会」（座長：多賀谷 一照 獨協大学法学部教授）を開催している。

平成 26 年 7 月 11 日に取りまとめられた「電波政策ビジョン懇談会 中間とりまとめ」においては、地域広帯域移動無線アクセスシステムの周波数の有効利用を促進させる方策として、「高度化方式の速やかな導入」、「提供すべき公共サービスに関し市町村との連携等を要件とすること」及び「公平な競争環境の維持を図るため必要な措置を講じること」が盛り込まれたところ。

これらを踏まえ、今般、地域広帯域移動無線アクセスシステムの周波数の有効利用を図るため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部を改正するものである。

2 改正の概要

（3. 5GHz 帯への第 4 世代移動通信システム（LTE-Advanced）の導入）

(1) 3. 5GHz 帯（3. 4GHz から 3. 6GHz までの周波数）への TDD の LTE-Advanced の導入に伴う規定の整備

ア 電波法施行規則

○ 特定無線局の無線設備の規格に TDD の LTE-Advanced を追加（第 15 条の 3）

イ 無線設備規則

○ TDD の LTE-Advanced の追加に伴い必要となる、空中線電力の許容偏差の規定（第 14 条）、副次的に発する電波等の限度の規定（第 24 条）、業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件（第 49 条の 6 の 10）及びキャリアアグリゲーションを用いる場合の規定（第 49 条の 6 の 9、第 49 条の 6 の 10、第 49 条

の29)を整備

ウ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

○ 特定無線設備として TDD の LTE-Advanced の規格のものを追加（第2条、別表第1号、別表第2号）

(2) 2GHz TDD バンドの LTE の試験のための通信等を行う無線設備及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信（UMB(Ultra Mobile Broadband)（FDD 方式））を行う無線局の無線設備に関する規定を削除

ア 無線設備規則

○ 副次的に発する電波等の限度の規定（第24条）、業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件（第49条の6の11）の規定を整備

(3) その他規定の整備

ア 無線局免許手続規則

○ 申請手続の簡略（第15条の2の2）

（地域 BWA システムの高度化等に係る制度整備）

地域広帯域移動無線アクセスシステム用周波数（2,575～2,595MHz）は、免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与するためのものである旨の規定を追加。

○無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準

・電気通信業務用無線局（第三条第二号）

3 施行期日

（3.5GHz 帯への第4世代移動通信システム（LTE-Advanced）の導入）

平成26年9月26日施行

（地域 BWA システムの高度化等に係る制度整備）

平成26年10月1日施行